

○茨城県警察における個人情報の管理に関する訓令

平成18年3月9日

本部訓令第9号

〔沿革〕平成26年3月本部訓令第11号、27年12月第22号、28年3月第8号、29年7月第15号、令和2年3月第17号、5年3月第2号、第5号改正

茨城県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察における個人情報の管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保有個人情報等の管理体制（第3条－第10条）
- 第3章 保有個人情報等の取扱い（第11条－第22条）
- 第4章 点検及び監査の実施（第23条－第25条）
- 第5章 雑則（第26条－第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づき、茨城県警察本部長の保有する個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置について定め、その保有する個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（以下「漏えい等」という。）を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (3) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報等 個人番号及び保有個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報等 個人番号及び番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報等 個人番号及び保有個人情報であって特定個人情報に該当するものをいう。
- (7)

行政機関等匿名加工情報 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。

- (8) 所属 茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号。第6条第2項において「処務訓令」という。）第2条第1号に規定する所属をいう。
- (9) 関係法令等 法、番号利用法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）及び茨城県特定個人情報等の適切な管理に関する基本方針を定める規程（平成29年茨城県訓令第4号ほか）をいう。

第2章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報管理者）

第3条 警察本部に、総括個人情報管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報管理者）

第4条 警察本部に、副総括個人情報管理者を置き、警務部県民安心センター長（第7条第2項において「県民安心センター長」という。）をもって充てる。

2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐する。

（個人情報管理者）

第5条 所属に、個人情報管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿及び茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例（平成17年茨城県条例第1号）第3条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿の作成及び公表に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報管理担当者）

第6条 所属に、個人情報管理担当者を置く。

2 個人情報管理担当者は、理事官等（処務訓令第2条第5号に規定する理事官等をいう。）をもって充てる。

3 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の命を受け、当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(監査責任者等)

第7条 所属における保有特定個人情報等の取扱いに係る関係法令等の遵守の状況を監査するために、監査責任者及び副監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、県民安心センター長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、保有特定個人情報等の管理の状況を監査する。
- 4 副監査責任者は、警務部情報管理課長をもって充てる。
- 5 副監査責任者は、監査責任者を補佐し、所属において保有特定個人情報等をコンピュータ（ソフトウェアを含む。）、ネットワーク（コンピュータを接続してデータを通信するための情報通信網及び当該情報通信網を構成する設備をいう。）、記録媒体等で構成される情報処理又は通信に用いる仕組み（第28条において「情報システム」という。）で取り扱う場合における当該保有特定個人情報等の管理の状況を監査する。

(事務取扱担当者の指定等)

第8条 個人情報管理者は、所属において保有特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を指定し、各事務取扱担当者の役割及び取り扱う保有特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(組織体制の整備)

第9条 個人情報管理者は、次に掲げる体制を整備するものとする。

- (1) 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合における個人情報管理者への報告連絡体制及び対応体制
- (2) 保有個人情報等を複数の所属で取り扱う場合における各所属の役割分担及び責任の明確化
- (3) 事務取扱担当者がこの訓令等に違反している事実又はその兆候を把握した場合における個人情報管理者への報告連絡体制

(指導教養)

第10条 総括個人情報管理者は、個人情報管理者、事務取扱担当者その他の職員（暫定再任用職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下「職員」という。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の啓発その他必要な指導教養を行うものとする。

- 2 個人情報管理者は、所属の職員が保有個人情報等の適切な管理についての理解を深めるための機会を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第11条 職員は、法及び番号利用法の趣旨にのっとり、関係法令等の規定を遵守し、総括個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第12条 職員は、保有個人情報等の内容が事実でないと認められたときには、個人情報管理者の指示に従い、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報等の訂正、追加又は削除を行うものとする。

(取扱いの制限)

第13条 個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、指導教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報等及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 複製、送信、送付、持ち出し等の制限
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報等及びそれが記録されている行政文書にあっては、当該特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(保有特定個人情報等の取扱状況の記録)

第14条 個人情報管理者は、事務の性質に応じて、保有特定個人情報等の取扱内容に応じた台帳等を整備し、当該保有特定個人情報等の取扱状況について記録するものとする。

(廃棄及び削除)

第15条 個人情報管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときには、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報等が記録されている媒体（電子計算機を構成するものを含む。以下この項及び第21条第1項第5号において同じ。）が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報等の削除又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(個人番号の利用の制限)

第16条 事務取扱担当者は、個人番号を、番号利用法に定められた事務に限り、利用するものとする。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第17条 事務取扱担当者は、番号利用法第10条の個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他の番号利用法で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等の収集及び保管の制限)

第

18条 事務取扱担当者は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要な場合その他の番号利用法で定める場合を除き、特定個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。）を作成してはならない。

(保有特定個人情報等の取扱区域)

第20条 個人番号利用事務等を実施する所属の個人情報管理者は、保有特定個人情報等を取り扱う事務进行处理する区域を特定し、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

(業務の委託)

第21条 保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 秘密の保持及び個人情報の目的外利用又は第三者提供の禁止に関する事項
 - (2) 個人情報の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - (4) 漏えい等が発生した場合の措置に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項
 - (7) 委託事務を実施するために必要な個人情報を自ら収集する場合における収集の制限に関する事項
 - (8) 個人情報の管理方法の指定又は限定に関する事項
 - (9) 不要となった個人情報の廃棄に関する事項
 - (10) 実地調査及び報告徴収に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報の適切な管理のための措置に関する事項
- 2 個人情報管理者は、保有個人情報を取り扱う事務を委託するときは、必要に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、実地の調査、報告徴収等により確認するものとする。
- 3 個人情報管理者は、保有個人情報を取り扱う事務が再委託されるときは、当該事務を委託した者に、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、必要な措置を講じさせるとともに、再委託させる事務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、前項の措置を実施するものとする。

(提供の際の措置)

第22条 個人情報管理者は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報をその利用目的以外の目的のために提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1)

提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他必要な事項について記載した書面の交付を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため、実地に調査すること。

2 個人情報管理者は、番号利用法第19条各号に定める場合を除き、保有特定個人情報等を提供してはならない。

第4章 点検及び監査の実施

(保有個人情報等の管理の状況の点検)

第23条 個人情報管理者は、必要に応じ、保有個人情報等の記録された行政文書の保有、収集、利用、提供、保管方法等について点検を行い、保有個人情報等の適切な取扱いのために必要な措置を講ずるものとする。

(保有特定個人情報等の管理の状況の監査)

第24条 監査責任者は、保有特定個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要があると認めるときは随時に、監査を行い、その結果を総括個人情報管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第25条 総括個人情報管理者は、前条の監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の総合的措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、前条の監査の結果等を踏まえ、当該所属における保有個人情報等の管理について、見直し等の措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(苦情の処理)

第26条 個人情報管理者は、個人情報の取扱いに関し、茨城県公安委員会苦情処理規程（平成13年茨城県公安委員会規程第4号）及び茨城県警察苦情処理に関する訓令（平成13年茨城県警察本部訓令第5号）に定める苦情の申出があったときは、その手続に従って処理するものとする。

2 前項の規定に該当しない個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、前項の取扱いに準じて適切かつ迅速に処理するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第27条 職員は、保有個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、その旨を当該保有個人情報等を管理する個人情報管理者に報告するものとする。

個人情報管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに漏えい等が発生した旨を副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告し、その原因を調査するものとする。

- 3 個人情報管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 個人情報管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前2項に定めるもののほか、個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、個人情報管理者は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、副総括個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者に報告するものとする。

（情報システム処理）

第28条 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合については、この訓令のほか、茨城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年茨城県警察本部訓令第10号）その他の警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 （平成27年12月24日本部訓令第22号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 （平成29年7月13日本部訓令第15号）

この訓令は、平成29年7月13日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日本部訓令第17号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日本部訓令第2号)
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日本部訓令第5号)
この訓令は、令和5年3月27日から施行する。